

考えられる。

- 〃6、地検帳記載の社領には、左に示す「吾川郡喜津賀東分地検帳」内谷村の、  
同(東分) 同村(内谷) 池寺領  
一、式反 中 天神領 九月九日田 同 じ(左京進殿御分)  
のように、社領(神仏混淆で寺領)となった由来を、「九月九日田」すなわち神事用として示している。地検帳に明示されない場合も、こうした由来は多く、一種の不輸地として社寺領へと移転して行ったものであろう。
- 〃7、筆者の幼少年時代、野中兼山開発の延長上にある高岡井が、波介川を高く大きく跨ぐ小野(土佐市用石)の樋台が、壮大なものとして印象付けられた。
- 〃8、桂井氏のこの研究は、高知県各地の「お神母」の聴込調査をもとにして結論を出したものであるが、昭和十六年(一九四一)という時点から考えて、きわめて優れた論証である。なお同調査に春野町仁ノ神母神社も含まれる。
- 〃9、「イノコ」信仰については、「綜合日本民俗語彙」に、鳥取県の例として「春の亥子に田に降った神様が、十月亥の日には仕事を終って家に帰られる」とある。田の神の信仰である。
- 〃10、中世土佐における牛馬耕を語る史料は見付かかっていない。その点地検帳の「ノツコ」は重要である。
- 〃11、「ツク田ヤシキ」の佃については、「日本歴史大辞典」に「荘園制における佃は、何らかの意味で奴隸制的直接経営の遺制と見られる。その荘園制内部における意義は、農奴制的成長に則応して考えるべきである」とある。
- 〃12、寺院が直接に農耕を経営した史料はまだ得ていないが、寺領内の屋敷とその住民による直接的経営が多かったと考えられる。
- 〃13、激動後事態收拾に長宗我部氏が百姓の田地付を行なう。たとえば「吾河郡仲村郷森山地検帳」に、

山ノネヤシキ 同 フナ神二良名  
一、壹反 出七代二歩 フナ神二良名 同 じ(喜津賀)分  
下やしき

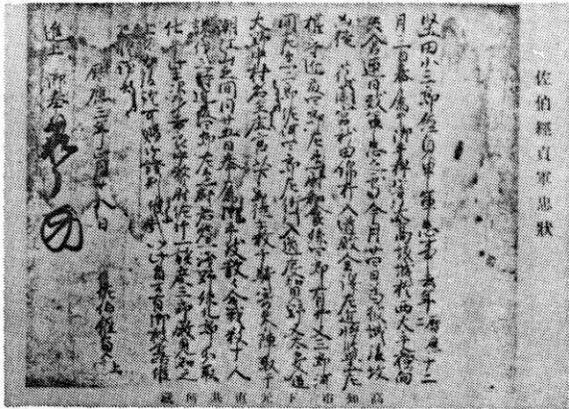
右の「フナ神二良名」は、おそらく伝統的な名ではあるまい。検地の時点で鮎の貢納に対して百姓として田地付されたのであろう。近世にもこうして与えられた田地を「名地」と呼んだ。

## 南北朝期の春野

### 公家方吾川庄

「佐伯文書」 鎌倉初期京六條左女牛若宮八幡の荘園吾川庄となった吾川郡は、その後百五十年間の鎌倉期、杳として歴史の上にその姿を現わさない。もちろんその間にも営々とした人びとの努力は続けられ、春野地方の場合、前述のように吾南平野の開発が進められたものである。こうして歴史の表面から姿を隠していた吾川庄は、土佐における南北朝の対立抗争の絶頂である暦応三年(一三四〇)、突如として公家方として歴史の表面にその姿を現わしてくる。表題の「佐伯文書」である。「佐伯文書」が土佐の史家に注意され、史料集「蠢簡集拾遺」に採録されたのは宝暦二年(一七五二)以前のことであったが、その史料価値は高く、南北朝期における土佐の唯一の根本史料としての評価を現在も受けている。ことに大正十三年(一九二四)「高知県史要」が出版された時、その多くが同書に採録されたのは、現在「拾遺」あるいは「佐伯文書」原本の閲覧のきわめて困難な時、何にもまして有難いことである。以下「佐伯文書」によって吾川庄の南北朝の動きを追うことにするが、その前に、簡単に土佐における南北朝の対立について述べることにしよう。

鎌倉期百五十年間は、公武の妥協の中にその対立が漸次露呈する時代であった。ことに在地における荘園支配を挟んで、地頭対領家の対立は根強く、大勢は次第に地頭の荘園侵略による領家勢力の敗退であった。憤懣やる方ない領家はしばしば幕府に訴えたが、在地支配の実力の前にはほとんど如何ともすることができない情勢であった。吾川庄では、もともと在地に地頭らしいものを発見できなかったもので、あるいはそうした事態はなかった



「佐伯経貞軍忠状」(高知県史要)

かもわからないが、古代末以来の熊野信仰に支えられた長岡郡本山郷(本山町)の吾橋庄が、地頭の侵略に苦しめられた姿は「長徳寺文書」「蓋簡集拾遺」に伝えられ、当時の姿をまさに彷彿させる。

北條高時の失政を好機とした後醍醐天皇の決断は、いわば憤懣やる方ない公家の最後の憤起であったが、事実には、北條氏に不満の武家の力によって達成された公家政権である。建武中興はやがて公武の対立によって暗礁に乗り上げ、武家の不満を結集した足利尊氏によって破れ去り、ついに室町幕府の成立となり、公家政権の夢は空しく雲散霧消する。結局は、在地支配における領家と地頭との力の差であったと言うほかはないであろう。

さて「土佐国蓋簡集」等によれば、足利尊氏は早くも元弘三年(一三三三)五月京六波羅探題攻撃に際して、土佐国の地頭に出兵を求める。これに対して「須留田式部大夫入道心了」は上洛参加する。さらに尊氏は同年六月に、前述源希義由縁の「介良庄」における「甲乙人」の濫妨停止を長宗我部新左衛門、甲斐孫四郎に命じている。これらは武家方総帥となるべき運命を負う尊氏の機宜の処置であり、やがて公武対立―建武中興挫折後ににおける土佐国の向背を早くも示すものである。

同文書によれば、足利尊氏より甲斐孫四郎に宛てた、新田義貞誅罰のための軍忠の命令は、建武二年(一三三三)十一月であった。かくてその翌年の正月の「佐伯文書」に、同文書の主人公佐伯経貞がでてくる。佐伯経貞は一名堅田小三郎経貞とも同文書ではいう。高岡郡津野荘(須崎市)の地頭津野氏の麾下―一部将であった。「佐伯文書」というのはその子孫と伝えられる佐伯杏仙が、この文書を保持していたからである。それはさておき、建武二年(一三三五)より土佐にも公武対立―南北朝の動乱は波及し、翌三年(一三三六)浦戸(高知市)、深淵(野市町)、高岡館(土佐市)、一宮(高知市)、大高坂城(同上)、八幡山東坂本(南国市)、岩村(同上)、大高坂城(高知市)、丸山城(佐川町)、浦内神崎城(須崎市)と各地で戦いが続けられる。互いに勝敗はあったがなお結

着にはいたらなかったであろう。春野地方の場合、浦戸といえは至近である。後の動きから考えて大いに名主層は緊張、あるいは一部これに参加したかもわからない。

建武二年(一三三六)から四年をへた暦応三年(一三四〇)は、土佐における南北朝決戦の年であった。大勢は早くもほとんどこの年の正月決したものである。前年十二月より公家方、武家方双方の兵力はぞくぞくとして大高坂城に集結し、ついに公武の激突となったもので、左に長文であるが「佐伯文書」を紹介しよう。原漢文を書き改めたものである。

堅田小三郎経貞申す軍忠の事、去年(暦応二)十二月三日御手に属し奉り、大高坂城に押寄せ、西大手櫓しやま向い矢倉に於いて連日軍忠を致すの処、今月廿四日城後攻めせられるため、凶徒花園宮、新田綿打入道殿、金沢左近将監、土佐権守、近藤四郎左衛門尉、和食孫四郎、有井又三郎、河間左衛門二郎、佐河四郎左衛門入道、度賀野又太郎入道、大野、中村、名主、官以下、凶徒等数千騎寄来り、潮江山の間に陣取る。同廿五日御手に属し奉り散々合戦致し、数十人誅伐の時、近藤四郎左衛門尉若党浅野孫九郎分取り仕り畢んぬ。此等の次第吉良中務丞、佐竹一族彦三郎殿見知の上は、後証の爲め御証判候哉、此旨を以て御披露有るべく候。恐惶謹言。

暦応三年正月廿八日

佐伯経貞上

進上 御奉行所

右のような文書を軍忠状という。恩賞を期待して戦功を報告したも

ので、はなはだ具体的である。右の内「春野町史」にとって二つの重要な点があるが、「吉良中務丞」については後述にまわし、「大野、中村名主庄官」が、大高坂城の援軍として、潮江山（高知市）方面に陣取った数千騎の「凶徒」―公家方の軍勢の中にあつたことがまず指摘される。浦戸方面に衝突のあつた時にも、すでに一部動いていたかも知れないが、この決戦の時点では、大野、仲村名主庄官と総称されるように、吾川庄のおそらくは総力をあげて公家方に参加したものである。古代以来の街道と考えられる芳原の奥白土峠を越えて、それぞれの土居を立った名主たちは、庄官の指揮のもとに潮江山に集結する。「佐伯文書」の伝える所では、正月十八日から二十八日までの戦闘で公家方は敗北したのであって、大高坂城は陥り、守将大高坂松玉丸らは戦死、その遺領の一部は堅田小三郎一族の又三郎に同年二月与えられる。吾川庄の名主、庄官らの援軍も当然破れ去つたものである。討死した名主、庄官もあるいはあり、吾川庄は激動を受けたことであろうが、この文書一通であつてみれば、春野地方の人びとが公家方に属したこと以上は、もはやわからない過去である。

**柏尾寺**、ここで柏尾寺に触れるまえに、「佐伯文書」について他の一通を示すことにする。土佐における公武対立の大勢は、前述暦応三年（一三四〇）正月の大高坂攻防戦で結着が付き、公家方敗北、武家方勝利によって事態は收拾されていったものと思われるが、なお相当期間土佐国各地では執拗な公家方の抵抗があつたようであるが、とくに左の「佐伯文書」は重要である。

堅田又太郎国貞申す、当国最初の合戦より、御手に属し奉り随分忠勤を抽んで候の上、今月廿六日、花園宮御手の人々金沢殿、綿打殿、越知、佐河、度賀野軍勢、戸波名主、庄官并熊野山凶徒等、当陣津野新庄岡本城へ寄来るの時、散々合戦致すの刻、国貞嫡子堅田弥三郎当座に於て討死仕り候い畢んぬ。且つ津野惣領一族以下救輩御見知の上は、向後の為め御証判賜わるべき哉、此旨を以て御披露有るべく候。恐惶謹言。

康永元年九月廿六日

進上 御奉行所

佐伯 国貞

承了

康永元年（一三四二）は前述暦応三年（一三四〇）から二年後である。おそらくこの公家方軍勢の、武家方津野新庄岡本城（須崎市）攻撃が、大規模反撃の最後のものであろうが、右の文書によれば、公家方勢力は高岡郡北部佐川地方を中心としたものである。この地方が何故公家方勢力の中心となつたかは、大高坂城がまた別の公家方の中心となつたこととともに、もはや解明の困難な問題であるが、右の文書に「戸波名主、庄官并熊野山凶徒」についてとくにここで考えてみよう。戸波（土佐市）とは高岡郡戸波郷である。ここが公家方に与同した原因も、吾川庄同様に解明できないが、両者共通して「名主、庄官」とあるのは注意される。あるいは両者とも地頭が置かれてなかつたのであろうか。あるいは地頭と庄官とは対立し、各々公家方と武家方に分かれ組んでいたものであろうか。これ以上は云えないが、注意して読む価値はあると思われる。

つぎに熊野山の凶徒であるが、これは前述横倉山（越知町）の衆徒のことである。「土佐国編年紀事略」によれば、横倉山に紀州熊野（和歌山県）を本拠とする修験の道場が造られたのは保安三年（一一二二）である。これに従つておそらく別府庄―別府山五名（高岡郡仁淀村）が設けられたのであって、以後中世とくに鎌倉にかけておおいに栄えたことは、最近の発掘調査によって証明された岡本健児氏調査。ところで熊野修験の全盛は古代末から鎌倉までであつて、室町以後伊勢御師との間に交代が見られるという。前述長岡郡本山郷吾橋庄が、熊野荘園でありながら地頭の荘園侵略に苦しむ、これはこうした歴史を示すものであろう。したがって横倉山―熊野山の場合にも同様の問題があつたのではないか。公家勢力の挽回に期待をかけ、これに同調して公家方として働いた



柏尾寺跡(芳原柏尾山)

ことは自然ではないかと考えられる。なお戸波郷が公家方として動いた契機にも、このような修験があるのではないか。「南路志」には、戸波郷家俊村(土佐市)―実は永野村に、

虚空蔵<sup>(4)</sup>ホコ  
カネ

と僅かに出ているが、これは同地西方に聳え土佐市、佐川町、須崎市の境界となる高さ六七メートルの、虚空蔵山の東斜面中腹にある神仏混淆の寺院ではなからうか。同地は東方いわゆる高東の平野を鳥瞰してすこぶる雄大である。山岳仏教―修験の道場としてまことに相應<sup>よまわ</sup>しい。年の豊作を予告する祭日には、近年まで近郷からの参詣人で賑わい、筆者も浦ノ内(須崎市)から大正末期参詣したが、長い石段を参詣者が埋めていた。これはかつて強い力をもった修験の道場であった名残ではなからうか。たがいに南北朝の昔修験として横倉、虚空蔵が手を握り、公家方として蹶起したとしても不思議ではない。

さらにこれに関連するのが、春野町芳原の北に聳える柏尾山にあった柏尾寺である。柏尾寺についてはすでに前述したが、「南路志」によれば、この寺は真言宗である。したがってその寺の建立に関係したのは高野聖<sup>たかねせい</sup>と思われるが、真言宗は山岳仏教としてしばしば山岳に霊地を求める。また真言秘密の法として修験と同質の面もある。ことに柏尾寺のあった山頂とは別に、南麓には「吾川郡喜津賀東分地検帳」の

若一王子  
一、五代 宮床

同(東分) 同村(吉原村)  
同 し(左京進殿御分)

と若一王子社すなわち熊野神社があり、それに隣っては

妙泉坊谷ノ奥詣テ  
一、壱反式拾代 出式拾貳代  
下屋敷

同(東分) 同(吉原村) 妙泉坊寺中  
同 し(左京進殿御分)

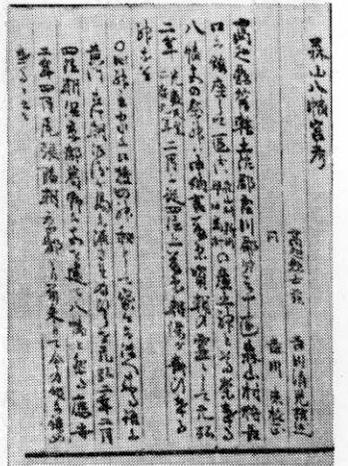
とあって、「妙泉坊」は若一王子社の神宮寺となっている。しかもこの妙泉坊は、さらに

福正坊寺中ニタン懸テ  
一、拾五代 出十代  
下ヤシキ

同(東分) 同村(吉原村) 福正坊  
同 し(左京進殿御分)

右の「福正坊」とともに、「南路志」によれば、柏尾寺すなわち「柏尾山求聞持院観相寺」の「塔頭古跡」にあげられている。南北朝期を境にして柏尾寺は衰微したので、地検帳では前述のように「本坊」、「東坊」が、「堂床」を守ってひっそりとした感じであるが、同じく「南路志」の伝える「当寺縁起」の一節に、「昔日は伽藍<sup>いんらん</sup>をならべ僧坊軒をつらね、顕密修学の僧侶経論講説の会場たり」は、多少の誇張はあるとしても、柏尾寺が山岳仏教として栄え、また熊野修験とも密接に結び付いていたのではないかと思われる。「当寺縁起」の「補陀安養の淨刹」とは、観音菩薩鎮座の霊地の意味であるが、また補陀落渡海等も連想され、海を見るかす山上の堂々たる展望はそれを裏書きする。ここに集った衆徒が、横倉山、虚空蔵の衆徒と直接あるいは間接に連絡して、公家方に味方し、狂乱を既倒に返そうとしたことは、ありえたことではなからうか。つぎに前記「佐伯文書」を裏書する森山八幡宮の由来について語ろう。

森山八幡宮 前述したように、吾川庄が何故公家方となったかは、後述の「吉良物語」を除いては史料の徴すべきものがほとんどなく、ただ暗中に暗索するほかはなかったが、ここに森山八幡宮の由緒「森山八幡宮考」「南路志続篇稿草二」がある。これを引用してこの問題を別に考えてみよう。すでに吾川庄に八幡宮が鎌倉期勧請され



「森山八幡宮考」  
(南路志統篇草稿)

たであろうことを推定したが、「吾河郡仲村郷森山地檢帳」に

- 御八幡宮床 同(ヲキ太良村)
- 一、五代 横殿二間三間カヤフキ 本社老間四方板フキ也 同(森山分) 用成御宮床

として「御八幡宮」は鎮座する。「森山村八幡宮考」は明治七年(一八七四)代々八幡宮の神主を勤めた吉川家の当主吉川清見が、家に伝わる旧記、伝誦を録したものである。まず祭神に

ついで

高知奥管轄土佐国吾川郡第三十区森山村狩谷口に鎮座して、区内森山村、新川の産土神と尊崇奉る八幡宮の祭神は、中納言藤原資朝の靈にして、元弘二年光厳天皇 正慶元年二月に從四位上藤原朝保が齋ひ奉る神なり。

旧神主家に口授の神秘として密々に伝え来る語に、黄門すけ朝佐渡が島に流され玉ひしを、元弘二年二月四位朝保京都葛野に宮を建て八幡と祭る。応安二年四月尾張勝朝京都より負来りて今の処に鎮め奉る云々。

と述べ、吾川郡一般の八幡宮にならって森山八幡宮の祭神を、「前神主すら信がひて妄に応仁天皇と思ひ居たりしぞ甲斐なし」と歎く。ついで公家方の忠臣資朝の履歴を述べた後、

正平二十二年四月是は北朝の 応安二年也に、從四位下尾張守藤原勝朝、土佐国吾川郡仲村郷沖太良村森山村 用成に属すに用成に飯屋を造りて鎮め奉る。今の狩谷口を此飯屋の文字の変れるなり。

と鎮座の事情を述べた後これに注して、

旧神主家の伝に云「先祖尾張といふ人、八幡宮の神躰神劍玉串 唐金ノ鶴十二面翁孺及 重代の宝物 宝劍卷 軸の類等を負ひ、修行者となり京都を落延び四国に航り、土佐国に入り吾川郡仲村郷沖太郎村用成に隠れ住む、頃は応安二年四月十八日の事なり」と云々。

とある。また明治初年には古式豊かな祭式がなお続いており、「午後第六時より祠官、区長、副戸長、村用係、世話係、肝煎に至るまで衣服を着し神席に会す。中島村の行事頭人より黒酒、押鮎、衣被芋、莢煮豆、操菜、藟等を献す。祠官は祝詞を申し班に就て同じ頭人より御相伴の御祝儀」として、「土器に芋、豆、菜藟の片木に居え箸を加」えて出す。さらに「コスコス」の儀式といって、

先ず祠官木具に載せたる大の筒杯ケチカホ昔ハ一升入を取り一献酌して区長にさす。又小の筒杯昔ハ六合人今ハ三合人を取り一献酌して中島村の行事頭人にさす。順次に廻杯し各酌む毎に「コシマス」といふ。是は尾張守勝朝が廻國の時飯筒の蓋を杯に准へて酒を盛り、直会頂戴せしに神酒微少なれば祝して「コシマス、コシマス」といひし其遺例なりとぞ。

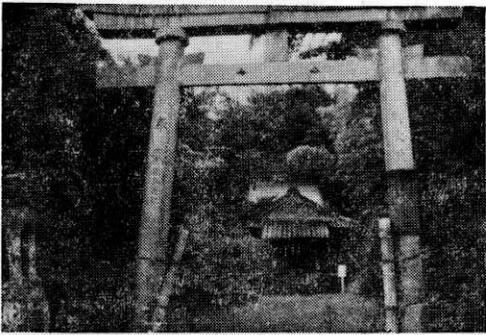
と古風である。こうした伝誦は「修業者」実は旅芸人による「太平記」の地方流伝であって、そのなかから、

歴史を撰り出すことはなかなかむづかしいとも思われるが、吾川庄が公家方に属したことから、この森山八幡宮の伝誦との間には、何等かの関係があったのではなからうか。ここに採録した所以である。

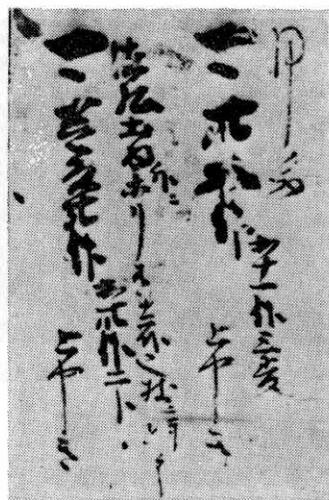
また森山八幡宮の東方約一キロメートル、クラ谷の北方山麓に、徳弘安宗の碑がある。「吾河郡森山地檢帳」に

- 徳弘土居外ニホリ有十二代也、杖ニ□□ 同(森山村) 一手作
- 一、老反廿代 出卅代二分 同(森山分)
- 上やしき 定尺二良五良る

右の「徳弘土居」に居住したのが、徳弘安宗と思われる。安宗は公家方に心を寄せたので「藤原勝朝ハ、祖父藤原資朝ノ靈及重器ヲ奉シテ土佐ニ入り、



森山八幡宮(森山)



「徳弘土居」(森山分地検帳)

安宗ニ頼ル、安宗厚ク之ヲ遇シ城内ニ居ラシメタルモ、外聞ヲ  
 虞<sup>おそ</sup>レテ正平二十四年四月十八日領内刈谷口ニ神祠ヲ建立シ、勝  
 朝ノ祖父資朝及父朝保ノ靈ヲ祭り、社傍ニ一字ヲ設ケテ勝朝ヲ  
 居ラシメ、社司トナス、之レ即後世森山氏神御社八幡宮ノ起源  
 也」碑文というのである。碑は昭和五年(一九三〇)建立であ  
 って、先祖の伝承に加えて、前述「森山八幡宮考」の記事を引  
 用し、先祖の顕彰を志したものである。参考としてこれに引  
 用したが、両者ともに伝誦として引用したものであることを断っておきたい。

## 吉良氏の台頭

吉良氏の台頭 後にも触れるが「六條八幡新宮放生会用途注進」「石清水文書」によれば、

右三十六石四斗四合内十六石〔七カ〕開四合、大野仲村兩郷分一向無足、三斗田殿分之に同じ、(略)凡そ当庄の事御敵没落の暦応三年以後三ヶ年分、赤松入道契約有りといたども、去年僅かに五十貫文沙汰の間、御神樂并に彼岸御仏事の料足成され畢んぬ。これによっても、前述「佐伯文書」の示すように、暦応三年(一二三四〇)武家方勝利となり、吾川庄でも公家方は「没落」したことが知られる。しかしながらなお庄内の事情は不安定で、京六條左女牛若宮八幡宮への貢納は「一向無足」——いっさい未納であったようである。吾川庄が何故公家方に与同したかも不明であったが、とにかく吾川庄は武家方として、なお多少の曲折はあったであろうが、新たな道を歩むことになる。

ところで「吉良物語」には、南北朝期の吉良氏について「元弘、建武の頃ほひ、吉良希重と云ふ人士井、得能に与みして宮方に参る。其の子の希雄、孫の希定は皆細川に属して軍功を相励ます。希定早世して子なし、弟定実代って立つ、此の代に吉良家中興して国民大概其の命に従ふ」と述べる。この記事は前掲「石清水文書」とよく符合するし、また「佐伯文書」ともかなり合う。すなわち最初公家方に与同して伊予(愛媛県)の土居、得能と同調した吉良希重は、「大野仲村名主庄官以下凶徒」「佐伯文書」——公家方に含まれることになる。また吉良希重の子希雄と孫希定が細川に属したことは、「御敵没落の暦応三年」「石清水文書」によって、吾川庄が武家方となったことになるわけである。この関係——吉良氏が公家方より武家方に転回した——をさらに追及することはできないであろうか。

前記「佐伯文書」の暦応三年(一二三四〇)正月廿八日書状に、「吉良中務丞」の名があったが、もちろんこの中務丞は、これに先立つ十日の同文書に

堅田小三郎申す軍忠の事、<sup>暦応二年</sup>十二月三日御手に属し奉り、大高坂に押寄せ西大手櫓向い矢倉に於て日夜軍忠を致すの処、同廿八日西城戸口責入り散々合戦致すの処、経貞疵つけらる類骨射貫。此等の次第侍所吉良中務見知されるの上は、後証の為御証判賜るべく候。此旨を以て御披露あるべく候。恐惶謹言。

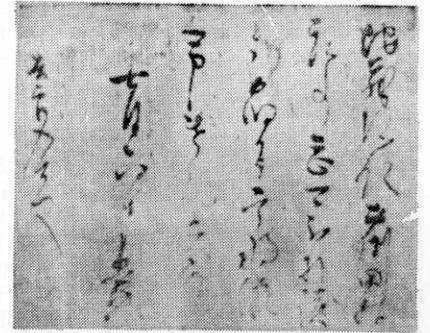
暦応三年正月十八日

進上 御奉行所

承了

佐伯 経貞

右の「侍所吉良中務」と同一人であろう。では吉良氏はこの時点で、すでに一方では公家方として「大野仲村名主庄官以下凶徒」として大高坂城公家方を援助しながら、他方では武家方の重職「侍所吉良中務」として働いて



「細川頼之吉良入道宛書状」  
(小川信氏「細川頼之」による)

いたのであるうか。「吉良物語」では、親子によって向背が違っているの  
で、こうなっても不都合はないとは云えようが、何かしら気に掛かること  
はある。また侍所という重職もつともこの場合城攻めの監督の程度とは  
思われるが―に突如吉良氏の名が出ることも不思議である。しかしながら  
これは、記録に現われることなく、吉良氏が宮々と鎌倉期百五十年吾南に  
勢力を蓄えたものとすれば問題は片付く。  
ところで暦応三年(一三四〇)から、四十五年たった至徳二年(一三八五)  
に比定された、左にあげる「地藏院文書」「細川頼之亡小川信がある。

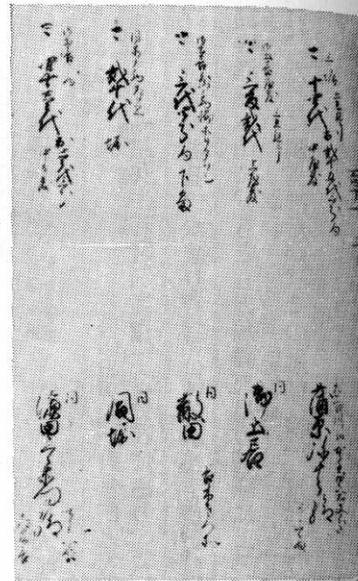
地藏院領土州田村庄事、総打渡さるべく候。委細の旨、宇那瀬申遣すべき也。恐惶謹言。

(至徳二年)  
七月六日

吉良入道殿

(細川頼之)  
常久

ここに出る「吉良入道」であるが、これは如何なる人物であろうか。また前記「吉良中務」あるいは「吉良希  
重」との関係はどうであろうか。右の文書で、吉良入道は、田村庄の打渡しを細川頼之から命ぜられていること  
から、田村庄の在地支配に関係したことになるので、土佐に在任は確かである。それにしても吉良入道は、弘岡  
に在任しながら田村庄の管理にまで手を延ばしていたのであろうか、不思議である。もっとも当時は地域的に分  
散した所領を持つことは多かつた。もし別とすれば土佐に吉良氏が二つあったことになる。これも不思議であ  
る。不思議といえまい一つ「吉良物語」ではずっと「希」を名前の一字に用いたのが、この南北朝から希が消



吉良氏「御土居」(弘岡村地検帳)

えて「宣」となる。たしかに吉良氏にも激動があっ  
た。あるいは公武の決戦に際し、細川氏とともに入部  
した足利一族―三州吉良氏の一族が前記「吉良中務」  
あるいは「吉良入道」であり、公家方与同によって、  
「大野仲村名主庄官」の代表であった本来の吉良氏は  
「御敵没落」となり、新たに入部した吉良氏と交代す  
る結果となったのではないか、こうした推理も生まれ  
ることになる。疑問は、希義の子孫と伝えられる吉良

氏の鎌倉期の動きの伝えられていないことにも原因がある。いずれにしても希から宣への変化は、血と血で彩ら  
れたものであることは確かであろう。  
醍醐寺領吾川庄 さて前述土佐における公家方、武家方の興廢の大勢に結着のつけられた暦応三年(一三四〇)  
に、左のように恩賞が行なわれた。

土佐国吾河山預所職は、兵糧料所として預け置かれるなり。早く先例を守りて知行さるべきの状件の如し。

暦応三年十二月十九日

堅田又三郎殿

権律師判

これは大高坂城陥落の結果の論功行賞であって、権律師とは武家方の総帥細川定禅である。とここで問題  
としたのは、右の「吾河山預所職」である。吾河山は吾川庄の北半山地地方であって、「吸江文書」文和三年  
(一二三四)にいう「吾川山庄上谷川村」にあたるものである。地形上二つに区分される吾川郡―吾川庄が、い

つの頃から吾川庄と吾川山―吾川山庄に分かれたか不明であるが、あるいはすでに古代に遡るかもわからないが、この時点での公武の対立とその結着からかもわからない。今はその点はそれとして、吾川庄は平野部―大野、仲村両郷の地域を示すようになってくる。なお前述榎本神社神興銘文にも、吾川庄には預所の代官として地頭がなかったことに注意したが、右の文書にも「吾河山預所」とあって地頭がない。地頭が同時に預所であったらうか。吾川庄の上級支配を考えると注意しなくてはならないことであろう。

ところで吾川庄が、源頼朝によって六條左女牛若宮八幡に寄進された時、同庄の別当職として大江広元の弟季敵があり、吾川庄は別当職季敵の進退に任かされたことは前述したが、その時季敵はこの住僧であるか明らかでなかったうえ、季敵の手にあった別当職の行く方も追うことができなかった。南北朝の激動をへた、室町時代の初期の「醍醐寺管領諸門跡等所領目録」によれば、「鹿苑院殿より御拝領惣目録」として、將軍足利義満より与えられた同寺の所領の一部に、

一左女牛若宮別当職

社領土。左。国。大野、仲。村。両。郷、尾張国日置庄、筑前国武恒、犬丸方、摂津国山田庄、同国桑津庄、大和国田殿庄、美濃国森部郷

として、「左女牛若宮別当職」は健在であり、八幡はなお伝統的な所領を失っていないが、その別当職は醍醐寺の所領である。つまり若宮八幡の別当―長官は醍醐寺が勤めたものである。醍醐寺（京都市伏見区）は真言宗醍醐寺派総本山で、もともと醍醐天皇の勅願によって建立されたもので、鎌倉時代一時衰えたが、室町時代再興され、とくに満濟准后が、その塔頭の二つ三宝院門跡となつて繁栄したという「日本歴史大辞典」。室町時代の醍醐寺繁栄は、武家方与同の功績を認められたからであろうか。その時点ではがって六條若宮八幡の別当職が、醍

醐寺に移つたのであろうか、季敵から醍醐寺までの二百年の経過は不明とするはかばかはない。なお前述「吾妻鑑」文治三年（一一八七）の別当職と、右の將軍足利義満給与の別当職を比較すれば、多少の相違がある。一覧表に示せば、

文治三年分	筑前国鞍手領、土佐国吾河郡、摂津国山田庄、尾張国日置領。
室町初期	土佐国大野、仲村両郷、尾張国日置、筑前国武恒、犬丸方、摂津国山田庄同国桑津庄、大和国田殿庄、美濃国守部郷

後者が増加を示している。醍醐寺繁栄と受け取られよう。この状況は応仁の乱まで続くようである。なお醍醐寺領ではあったが、上記六條若宮八幡別当職は、「三宝院門跡管領諸職諸領目録」文安六年（一四四九）に含まれているので、実際は醍醐寺塔頭三寶院に所属したものである。

さてここで前述した「六條八幡新宮放生会用途注進」から、吾川庄の貢納分だけ抽出し、在地から荘園領主関係への貢納を見ることにしよう。放生会とは仏教の禁殺生の思想から生れ、魚、鳥、獸を山野に放ち善根を施す儀式として社寺で行なわれたものである。記録によれば相当大掛りの公式の儀式のようである。

六斗 籠殿作物、算足、折敷、瓶子、桶、酒桶等代、松物これを受取る、土左国大野所役

一石六斗 序頭饗料大野所役、役人これを請取る

一石九斗 籠殿并小神五ヶ所御簾縁、冒額燈、金鼓綱等料、神主これを奉行、土左国仲村役

一石七斗 同料、土左国大野役、同人これを奉行

二石六斗五升二合 左方相撲饗膳仲村所役

二石六斗五升二合 右方相撲饗膳大野所役

一砂車力用途

土左国仲村郷。一井七兩代五百七十文  
龍口十三兩代八百四十文

一貫三百七十九文

同 大野郷。子細同前

一貫三百七十九文

土左国 甲成。一井二兩  
中村内。龍口三兩

三百四十六文

土左国 永弘。龍口二兩

百廿三文

一畳

土左国仲村。高麗縁小文三帖代二貫百文  
紫縁三帖代一貫三百五十文

三貫四百五十文

同 大野。子細同前

三貫四百五十文

一御布施 梶原

仲村。十三帖

大野。十三帖

一相撲俗衣布

仲村。九端各四丈 代錢四貫五百文

大野。七端同 代錢三貫五百文

一同相撲饗膳

左方仲村所役 米二石六斗五升二合

錢十貫文

此外物仕並びに人夫食料等

右方大野所役 米二石六斗五升二合

錢十貫文

此外物仕並びに人夫食料等

一竈殿師子

仲村所役酒肴用途五百文

一長櫃

仲村所役三合 代一貫五百文

大野所役三合 代一貫五百文

以上は六條若宮八幡の諸所の社領莊園のうち、吾川庄―大野、仲村兩郷分を抽出したが、まずこれは後述とも関係があるが、在地の動きは活発で、吾川庄はもはや統一的な莊園ではなく、大野、仲村兩郷として上からの支配を受け、さらに仲村郷内に、「甲成」「永弘」と新しい村ができてきていることである。「甲成」は甲殿ではないかと思われる。つぎに本来の貢納には「桶、酒桶」、「御簾縁」、「畳」、「梶原(紙)」、「相撲俗衣」<sup>(俗)</sup>、「長櫃」等の律令支配では調に準ずる現物があつた。こうした貢納品から莊園支配の姿を見ることが出来る。しかもこれらの貢納が紙を除いてほとんど米代納かまたは錢納化していることである。近世への展望とともに、鎌倉以後の錢貨流通の姿でもある。貫高制を室町期考えるのは自然であり、在地にも貨幣經濟の侵入があつたはずである。いま右の貢納を左表とした。

郷名	物納(米)	同(紙)	錢納
大野郷	九・二〇四石	一三・帖	一九・八二九貫
仲村郷	七・二〇四	一三・	二一・三三九

右の貢納は放生会として臨時のものと考えられるので、本来の貢納はなお別にあつたのであろう。これらの貢納

の軽重について、ここで簡単に論ずることはできないが、信仰という点を除けば、地域住民には何の関係もないものに、多くの人びとの労働が消費されたことは確かである。荘園との関係の切断によって、戦国期にいたって在地が俄然活況を呈するのは、荘園の貢納が軽くなかったことを示すのではなからうか。いよいよ筆を進めて室町時代に移ることにする。

註1、「佐伯文書」が脚光を浴びたのは、戦前南朝の忠臣大高坂松王丸顕彰のためであったが、同文書の史料価値は史観の変化と関係なく、現在でも南北朝期の土佐におけるほとんど唯一の根本史料である。なお原本未公開―亡失の「八幡荘伝承記」というこの期と伝えられる史書がある。軍記物語風で興味があるが、史書としては問題が多いようである。

〃2、「津野桑田山地検帳」に  
同し上(タテイシ)  
一、廿代 中ヤシキ  
同 (吾井郷分) 同し(堅田治部左衛門給)  
主 宗門名

とある堅田治部左衛門は堅田(佐伯)経貞と関係があるのではないか。同地は津野領であった。  
〃3、「地検帳分徳」に  
越知  
ヨコ蔵寺中  
同村(文徳)横倉寺分  
一、老反 出老反拾貳代  
同(片岡分)

のほか「上坊寺中」「ヨクノ坊ヤシキ」が接してあり、また  
同村(文徳村) 同し(横倉領)  
同(片岡分)

〃4、「戸波郷地検帳」に  
同し(ミネノナロ)ノ上中平内横峰タウケヲ限トカノ堺  
一、堂床 虚空蔵  
(欠)

これに接して「中ノ坊やしき」等四屋敷、別にまた七屋敷がある。すべて「片岡分」として片岡氏の管轄内であるが、衰えたとはいえ、往年が知られよう。

ここより五筆目の「カネクニ」に

一、宮床 白王権現  
(欠)

とある。衰微した姿ではある。  
〃5、祭神に献ずる「黒酒」以下五種、酒を「二献」また「一献」として会衆の間に廻す等、いずれも古式豊かで、室町以前に廻るのではなからうか。

〃6、南朝の忠臣顕彰の強烈な時代の産物であるので、「森山八幡宮考」とは区別して考えなければならないであろう。

〃7、「細川頼之」の著者小川信氏は、筆者の問いに答えて、吉良中務丞と吉良入道とは「少くとも同族には違いあるまい」とされ、さらに「吉良入道は頼之から下地打渡しの施行を命ぜられておる以上、守護代か、或いは少くとも有力被官の一人と推測される」(文責筆者)とされた。

〃8、高知大学秋沢繁氏はこの「希」から「宣」への変形に注意せられるとともに、吉良氏がいわゆる貴種―名族であることを強調される。

〃9、古代の桑原郷、次田郷が史上より消え、これら大野、仲村二郷に含まれる最初の文書である。

〃10、甲成を甲殿とするのは一つの推理であるが、永弘については「吾川郡長浜村地検帳」に左のように出ている。  
同しノ西(城) 同(浦戸村)池三衛門尉扣  
一、卅五代 出廿一代 永弘分  
下やしき 十市弥五郎殿領